

(付表)

令和4年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	7	0	14	0	21	0	延滞金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	1,231	36	1,231	36	返納金債権 23
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	0	391	36	393	37	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	348	36	348	36	緊急人材育成・就職 支援基金債権 36
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	1	0	3	0	4	0	返納金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	1	0	40	0	41	0	返納金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和 5 年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	8	0	12	0	20	0	返納金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	1, 250	46	1, 250	46	返納金債権 29 緊急人材育成・就職 支援基金債権 16
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	5	8	75	53	80	61	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	32	2	32	2	緊急人材育成・就職 支援基金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	2	0	6	1	8	2	損害賠償金債権 1 返納金債権 0
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	3	7	37	48	40	56	返納金債権 33 損害賠償金債権 22
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和6年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	5	0	13	0	18	0	返納金債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	-	-	1,070	25	1,070	25	返納金債権 25
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	5	4	264	183	269	187	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み）	-	-	31	9	31	9	損害賠償債権 8
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	1	0	21	13	22	13	返納金債権 12
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み）	1	2	2	2	3	4	損害賠償金債権 2 返納金債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定によ り債務者が免責）	3	1	210	157	213	159	返納金債権 126
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	